

新たな土地改良長期計画（平成28～32年度）の全体概要

-『個性と活力のある豊かな農業・農村の実現』を目指して-

農村の潜在力を高める土地改良事業

土地改良事業の特徴

- 『地域の発意』
地域全体の将来像を見据えて
関係者の合意を形成
- 『共同で管理』
土地改良区・集落を中心として
農地や水路を共同で利用・管理

事業の合意形成から整備・共同管理に至る
一連の流れが農村協働力※を強化
(人々のつながり)

※ 農業用水の利用・管理等を通じて形成され、
農村の潜在力を高めるもの

食料の安定供給
多面的機能の発揮

人の（農地や水路）・自然を結び付けながら
経済活動の活性化等多様なストック効果を発揮

農業・農村をとりまく内外情勢と課題

生産額の減少や国際競争に直面する農業

- 農業総産出額や食品産業の国内生産額の減少
- TPPによる新たな国際環境
- 米の生産調整の見直し(平成30年産米をめぐる)
⇒ 攻めの農業への転換が急務

人口減少や農業構造の変化等が進む農村

- 人口減少・高齢化や混住化の進行
- 大規模経営体と小規模農家への二極分化
- 土地持ち非農家の増加

⇒ 農村協働力が脆弱化し、共同活動を
営んできた集落の弱体化を招くおそれ

・「田園回帰」等新たなライフスタイルを模索する動き

自然災害リスクの高まり

- 気候変動による農業生産への支障、農産物価格等への影響
- 激甚化する豪雨や大規模地震発生リスクの高まり
⇒ 強くしなやかな国民生活の実現に向けた
防災・減災に取り組む必要

社会資本ストックの減少と劣化

- 他の社会資本ストックに比べ減少度合いが顕著
※ 耐用年数を超えた基幹的農業水利施設は2割超
※ 主なため池(約6.4万箇所)の約7割は江戸時代以前に築造
- 排水不良な水田や耐震性を有しないため池など、
現在の整備水準によると低質化したものも存在
⇒ 國内農業生産の脆弱化や
災害の発生などにより國民生活にも支障

目指すべき農村の姿とその実現に向けた基本戦略

農村の多様性

- 風土等の違い
・ 営農、地形、気象、景観 等
- 時代とともに変化
・ 社会経済情勢、国民の価値観 等



農村の多様性・個性を
的確に発揮させる必要

目指すべき農村の姿

- 特定の姿を求めるものではなく、
地域の特性や強みを活かし、個性
と活力のある豊かな農村を目指す
必要

地域の関係者が具体的な
イメージを共有しながら
建設的・戦略的に取り組む必要

- 土地改良事業の特徴を最大限に活用

【先進的な事例に見られる特徴】

- 中心的なヒトや組織の存在
- 関係者間の連携
- 継続した話し合い
- 問題意識とビジョンの共有
- 土地改良事業と様々な取組の組合せ
- 持続的な発展の可能性
- 地域類型や営農類型等を踏まえた整備水準や土地利用の摸索

基本戦略

- ① 人の関わりや合意形成といった
取組・発展のプロセスに着目し、
先進的な事例の分析とレビュー

地域が考える手掛かりを提供
② 地域の特性に応じた
柔軟できめ細かな整備の推進

創意工夫を活かした整備に配慮

社会資本の継承

社会資本の 新たな価値の創出

農村協働力の深化

政策課題 I 豊かで競争力ある農業

～産業政策～

政策目標1 産地収益力の向上

政策目標2 担い手の体质強化

【達成すべき重点目標】

- 高収益作物への転換による所得の増加
- 6次産業化等による雇用と所得の増加
- 担い手の米の生産コストの大幅削減

産業政策
を
下支え



政策課題 II 美しく活力ある農村

～地域政策～

政策目標3 農村協働力と美しい農村の再生・創造

政策目標4 快適で豊かな資源循環型社会の構築

【達成すべき重点目標】

- 地域資源の保全管理の質と持続性の向上
- 生活基盤の再編等による保全管理の効率性の向上
- 再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減

地域政策
を
下支え

政策課題 III 強くてしなやかな農業・農村

～産業政策と地域政策の土台～

政策目標5 農業水利施設の戦略的保全管理と機能強化（ハード）

【達成すべき重点目標】

- 健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上
- 湛水被害等の災害防止と施設の耐震化
- 地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化

政策目標6 災害に対する地域の防災・減災力の強化（ソフト）

成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

東日本大震災からの復旧と復興

- 被災した農地・農業用施設について
平成30年度までに復旧完了
- 福島の避難指示区域内の復旧対策

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 土地改良制度の検証・検討
- 関連施策や関連団体との連携強化
- 技術開発の促進と普及
- 人材の育成
- 入札契約の透明性・公平性・競争性の向上と品質確保の促進
- 国民の理解の促進

政策課題Ⅰ 豊かで競争力ある農業 ~産業政策~

政策目標1 产地収益力の向上

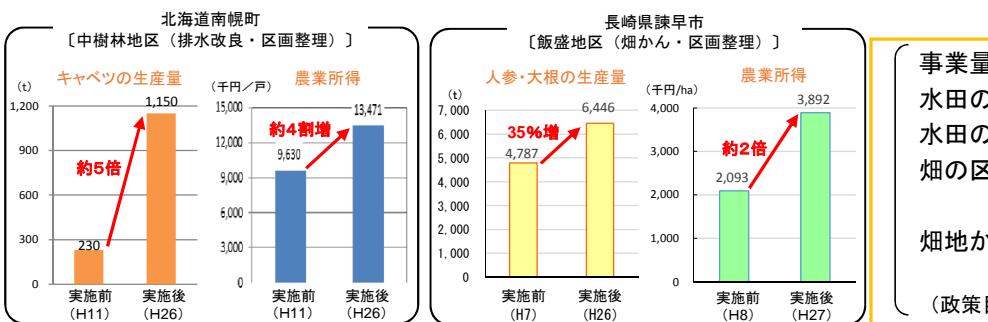
○ 高収益作物への転換による所得の増加

KPI：基盤整備着手地区における生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物が相当程度※の地区の割合 ⇒ [約8割以上]
※ 相当程度とは「8割以上」又は「5割以上かつ50%以上増加」のこと

○ 6次産業化等による雇用と所得の増加

KPI：基盤整備完了地区における6次産業化等の取組による雇用と売上の増加率 ⇒ [約2.5倍以上]

基盤整備を契機とした高収益作物の導入による農業所得の向上



事業量：

水田の汎用化 [約15.9万ha]

水田の大区画化 [約8.3万ha]

畑の区画整理・排水改良 [約3.1万ha]

畑地かんがい施設の整備 [約2.5万ha]

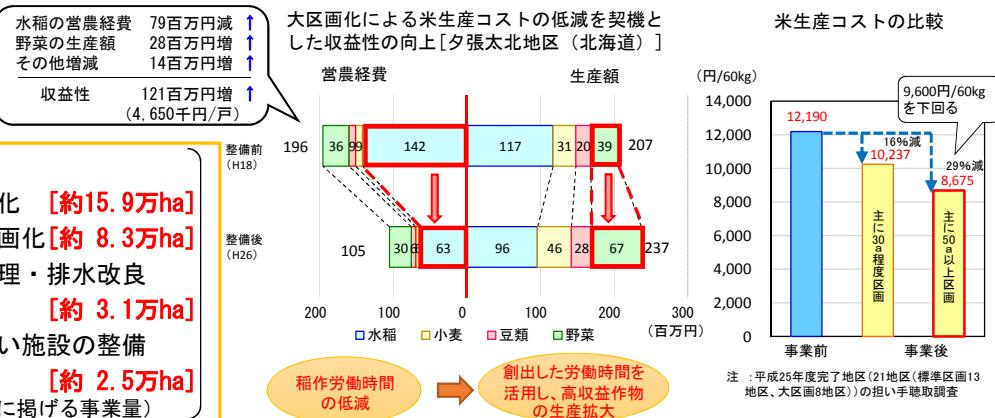
(政策目標5に掲げる事業量)

政策目標2 担い手の体质強化

○ 担い手の米の生産コストの大幅削減

KPI：基盤整備完了地区（水田）における担い手の米生産コストが削減目標※に達している地区の割合 ⇒ [約8割以上]

※ 日本再興戦略における担い手の米生産コスト目標（平成35年までに9,600円/60kg）



政策課題Ⅱ 美しく活力ある農村 ~地域政策~

政策目標3 農村協働力と美しい農村の再生・創造

○ 地域資源の保全管理の質と持続性の向上

KPI：地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 ⇒ [約4割以上]

KPI：持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 ⇒ [約5割以上]

[事業量：地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積 [約280万ha]]

[多様な人材の参画、集落間連携などによる地域資源の着実な継承]



政策目標4 快適で豊かな資源循環型社会の構築

○ 農村の生活基盤の再編等による保全管理の効率性の向上

KPI：農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数 ⇒ [約300市町村]

○ 再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減

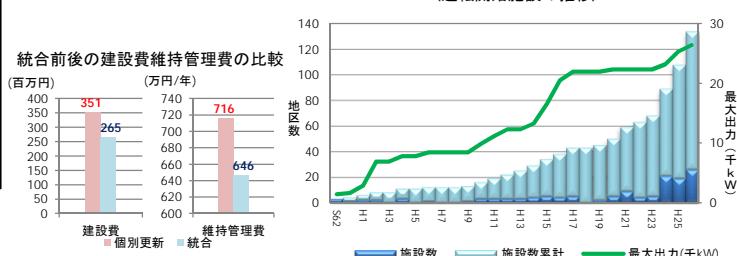
KPI：農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合 ⇒ [約3割以上]

[事業量：機能診断を実施する農業集落排水施設 [約1,600地区]、
経済的・効率的な小水力等発電施設の整備地区 [約120地区]]

[農業集落排水施設の集約・再編：東鮎川地区(秋田県)]



[農業農村整備事業等による小水力等発電の整備状況
(運転開始施設の推移)]



政策課題Ⅲ 強くてしなやかな農業・農村 ~両政策の土台~

政策目標5 老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化

○ 健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上

KPI : 更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 ⇒ [約5割以上]

○ 滞水被害等の災害防止と施設の耐震化

KPI : 滞水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

⇒ [農地及び周辺地域の面積約34万ha (うち農地面積約28万ha)]

KPI : 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合 ⇒ [10割]

事業量 : 更新等に着手する基幹的農業水利施設

[水路約1,500km、
機場等約210箇所]、

各種防災事業の実施 [約2,400地区]、

耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち耐震化計画を策定する施設 [17箇所]

[健全性維持のための補修]



[ため池の重点的な整備]



政策目標6 災害に対する地域の防災・減災力の強化

○ 地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化

KPI : コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合 ⇒ [10割]

事業量 : ハザードマップ等ソフト対策を実施する防災重点ため池

[約5,000箇所]

[災害時の人的被害の軽減]

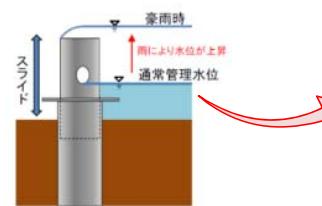
- ・想定被害範囲や避難場所等を地図化したハザードマップの作成
- ・地域住民一体となった防災訓練 等



[水田一時貯留機能の活用 (田んぼダム)]

- ・水位調整管を設置し、水田貯留量を増加
- ・洪水調節機能の向上により、下流の市街地等の洪水被害を軽減

田んぼダムのイメージ



政策課題・政策目標・成果指標・事業量一覧

政策課題	政策目標	施策の成果目標	事業量
政策課題 I 豊かで競争力ある農業	【政策目標1】 産地収益力の向上	<p>【重要業績指標】(KPI) ○高収益作物への転換による所得の増加 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備着手地区における生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 約8割以上 ○6次産業化等による雇用と所得の増加 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備完了地区における6次産業化等の取組による雇用と売上の増加率 約2.5倍以上 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 約3割以上 裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率 125%以上 (政策目標2)に掲げる活動指標) </p>	<ul style="list-style-type: none"> 水田の汎用化 約15.9万ha 水田の大区画化 約8.3万ha 畑の区画整理・排水改良 約3.1万ha 畠地かんがい施設の整備 約2.5万ha (政策目標5)に掲げる事業量)
	【政策目標2】 担い手の体質強化	<p>【重要業績指標】(KPI) ○担い手の米の生産コストの大幅削減 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備完了地区(水田)における担い手の米生産コストが削減目標に達している地区の割合 約8割以上 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 約8割以上 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率 約8割以上 基盤整備着手地区における農地中間管理機構との連携率 約8割以上 基盤整備完了地区において設立又は規模拡大した農業法人数の増加率 約5倍以上 整備ほ場や水管理等における省力化技術(ICT、GPS等)の導入地区的割合 約8割以上 基盤整備完了面積(水田)における大区画ほ場の割合 約7割以上 担い手を支える地域共同活動により構造改革の後押しが図られている地域の割合 約7割以上 </p>	
政策課題 II 美しく活力ある農村	【政策目標3】 農村協働力と美しい農村の再生・創造	<p>【重要業績指標】(KPI) ○地域資源の保全管理の質と持続性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 約4割以上 持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 約5割以上 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者数 延べ1,200万人・団体以上(H28~H32) 基盤整備において農村環境の創造に着手した地域数 約2,000地域(H26)→約2,500地域(H32) うち、農業者以外の多様な人材が参画した地域数 約120地域(H26)→約340地域(H32) うち、地域の活性化に向けた取組を行った地域数 約230地域(H26)→約390地域(H32) </p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積 約280万ha
	【政策目標4】 快適で豊かな資源循環型社会の構築	<p>【重要業績指標】(KPI) ○農村の生活基盤の再編等による保全管理の効率性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数 約300市町村 ○再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合 約3割以上 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> 農道橋及び農道トンネルの機能保全計画の策定率 10割 農業集落排水施設の機能診断の実施率 10割 汚水処理人口普及率(集落排水:農林水産省、下水道:国土交通省、浄化槽:環境省) 96%以上 農業集落排水汚泥の再生利用率 69% (H26) →約74% (H32) </p>	<ul style="list-style-type: none"> 経済的・効率的な小水力等発電施設の整備地区 約120地区 うち、小水力等発電整備地区において売電益を補修に活用する地区 約100地区 機能保全計画を策定する農道橋及び農道トンネル [農道橋 約3,100箇所 農道トンネル 約200箇所] 約1,600地区 機能診断を実施する農業集落排水施設 約300地区
政策課題 III 強くてしなやかな農業・農村	【政策目標5】 老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化	<p>【重要業績指標】(KPI) ○健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 約5割以上 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 ○湛水被害等の災害防止と施設の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 農地及び周辺地域の面積約34万ha(うち農地面積約28万ha) 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国營造成施設における耐震化計画の策定割合 10割 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> 基幹的農業水利施設の機能診断の実施率 10割 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率 10割 基幹的農業水利施設の施設情報の集約化・電子化の割合 10割 新技術の開発件数 35件 (H26) →100件 (H32) 重要度の高い国營造成施設における耐震照査の実施率 10割 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 更新等に着手する基幹的農業水利施設 水路約1,500km、機場等約210箇所 各種防災事業の実施 約2,400地区 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国營造成施設のうち耐震化計画を策定する施設 17箇所 機能診断を実施する基幹的農業水利施設 水路約0.9万km、機場等約2,200箇所 機能保全計画を策定する基幹的農業水利施設 水路約1.3万km、機場等約2,500箇所 耐震照査を行う重要度の高い国營造成施設 約110箇所
	【政策目標6】 災害に対する地域の防災・減災力の強化	<p>【重要業績指標】(KPI) ○地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合 10割 </p> <p>【活動指標】 <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 10割 大規模地震等に備えて業務継続計画(BCP)を策定した土地改良区の数 約100地区 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等ソフト対策を実施する防災重点ため池 約5,000箇所

土 地 改 良 長 期 計 画 の 位 置 付 け

- 土地改良長期計画は、土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。
- 計画期間は、五年を一期とし、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

土地改良法

(作成)

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画(以下「土地改良長期計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。
- 3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 5 農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

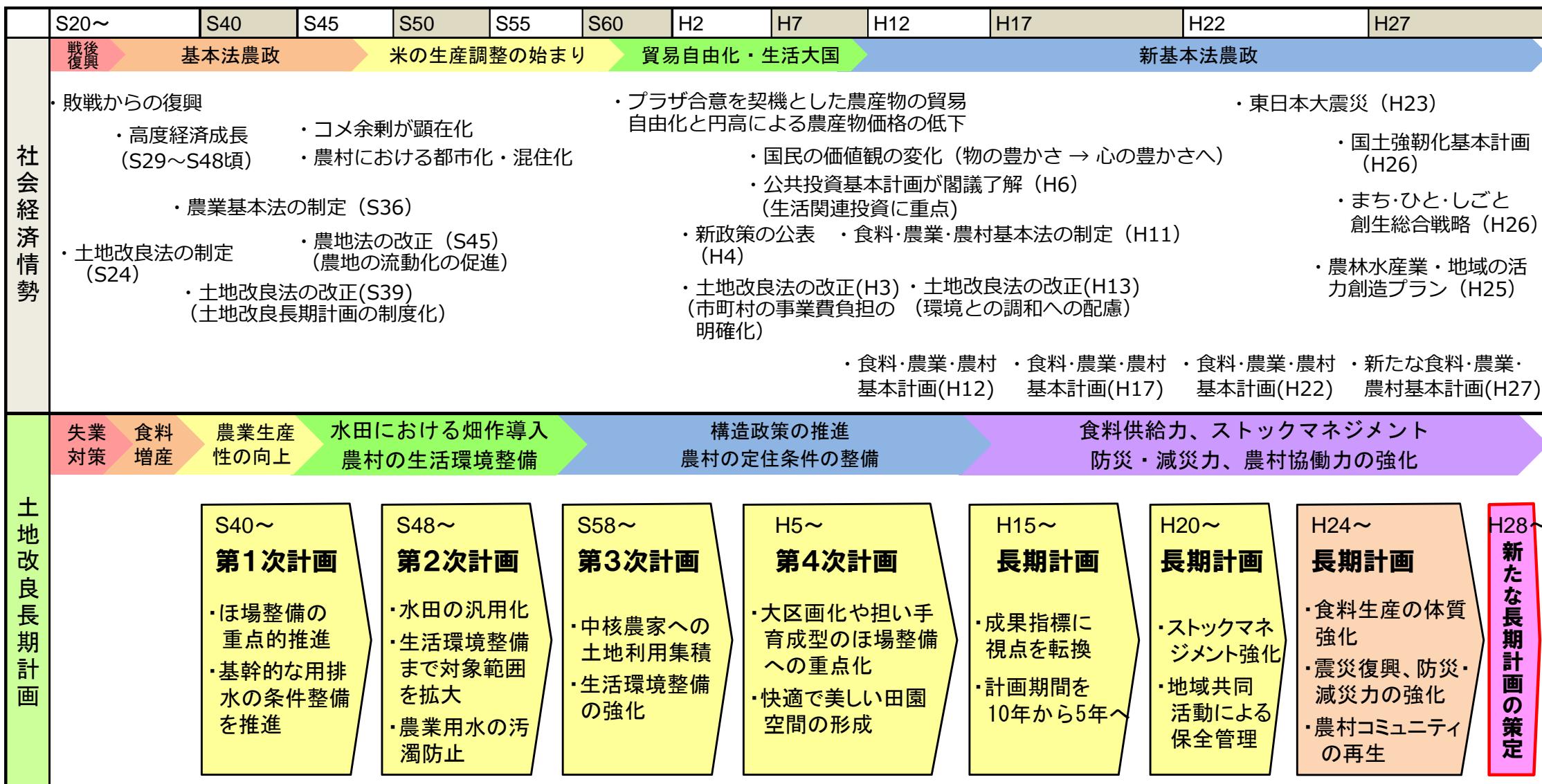
土地改良法施行令

(土地改良長期計画)

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

土 地 改 良 長 期 計 画 の 变 遷

- 土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々の社会経済情勢の変化に応じて、これまで7回策定。
- 平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から5年に短縮。



新 た な 土 地 改 良 長 期 計 画 の 審 議 経 過

- 新たな長期計画は、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）において、「構造改革の加速化や国土強靭化に向けた事業の計画的かつ効果的な実施に資するため、新たな土地改良長期計画を策定する」旨明記されたこと等を踏まえ、策定するもの。

食料・農業・農村政策審議会

農業農村振興整備部会①

◆諮詢

○現行土地改良長期計画の実施状況について

(H27.8.7)

農業農村振興整備部会②

(H27.9.18)

○現行土地改良長期計画の実施状況について
(前回部会における意見に対する補足説明)

農業農村振興整備部会③

(H27.10.26～27)

◆現地調査(兵庫県下)

◆地方懇談会(9ブロック)

(H27.11)

農業農村振興整備部会④

(H27.12.8)

○これまでの意見を踏まえた主な論点

農業農村振興整備部会⑤

(H28.1.29)

◆新たな土地改良長期計画の構成(案)

農業農村振興整備部会⑥

(H28.3.25)

◆中間とりまとめ(案)

農業農村振興整備部会⑦

(H28.6.15)

◆パブリック・コメントを踏まえた計画(案)

◆計画(案)に対するパブリック・コメント (H28.6.24～7.7)

◆都道府県知事、関係行政機関の長の意見聴取[法定手続]
(H28.6.24～7.15)

農業農村振興整備部会⑧

(H28.8.9)

◆最終とりまとめ案の答申

◆閣議決定

(H28.8.24)